

周南市都市計画シミュレーション業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和6年6月

山口県 周南市

1 目的

この実施要領は、周南市都市計画シミュレーション業務委託（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により評価するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

周南市都市計画シミュレーション業務委託

(2) 業務の目的

別添「周南市都市計画シミュレーション業務委託 参考特記仕様書」（以下「参考仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 業務内容

別添「参考仕様書」のとおりとする。ただし、参考仕様書は、本業務の業務成果として求める最低限の内容を示すものであり、本プロポーザルの受託候補者の技術提案内容に応じて仕様を変更することがある。

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで。

ただし、導入予定のソフトウェア等は市が令和7年度末まで使用できるものとする。

(5) 業務対象範囲

周南市内

(6) 業務に要する費用（提案上限額）

金 9,059,600 円（消費税及び地方消費税を含む。※税率 10%）

ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

(7) 担当課

周南市都市整備部都市政策課

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

電話番号 0834-22-8427（直通）

FAX 番号 0834-22-3707（直通）

E-mail toshi@city.shunan.lg.jp

(8) その他

- 1) 本業務に必要な資料については、受託者が国等の提供する各種資料から適宜収集するとともに、市が保有する提供可能なものについては市から受託者に提供又は貸与する。
- 2) 参考仕様書に記載されている内容以外は、技術提案として提案し、実施すること。なお、提案内容の実施に係る費用については受託者の負担とする。

3 参加資格要件等

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要である。

(1) 技術提案書の提出者

1) 単独企業として参加する場合

次に掲げる要件を全て満たしていることとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しない者であること。
- ② 参加表明書の提出時点において、「令和 6・7 年度周南市競争入札参加資格者名簿（業務委託）」の（大分類）「4 調査・研究（設計関係を除く）」の（小分類）「1 環境に関する調査・分析」（以下「参加資格者名簿」という。）に登録されている者又は参加資格者名簿に未登録の者であっては、受託候補者となった場合に参加資格者名簿に登録できる者であること。
- ③ 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者であること、かつ、受けることが明らかである者でないこと。
- ④ 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- ⑤ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項又は第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑥ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条又は第 644 条の規定に基づく精算の開始がなされていない者であること。
- ⑦ 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱（平成 24 年周南市要綱第 37 号。以下「排除要綱」という。）別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
（前要綱における「登録業者」は、「参加者」に読み替える。）
- ⑧ 国税（法人の場合は法人税並びに消費税及び地方消費税）及び地方税（本市）において滞納のないこと。
- ⑨ 公告日までに完了した国又は地方公共団体が発注する「Project PLATEAU」に参画した 3D 都市モデルユースケース開発に関する業務実績を有すること。また、共同企業体の構成員、再委託先としての実績も可とする。
- ⑩ 同種の営業を引き続き 1 年以上行っていること。ただし、法人において、代表者が 1 年以上同一の営業に従事している場合は、同法人が同種の営業を引き続き 1 年以上行っているものとみなすこととする。

2) 共同企業体として参加する場合

- ① 共同企業体を組織して本プロポーザルに参加しようとする場合は、個々の構成者が上記の単体企業として参加する場合の参加要件を満たしていることを条件とする。(排除要綱における「登録業者」は、「構成者」に読み替える。)
- ② 共同企業体として参加する場合は、参加表明書の提出までに共同企業体を組織し、共同企業体の設置に関する協定書(任意様式)を参加表明書の提出時に添付すること。
- ③ 構成者の中から共同企業体の代表企業を定めることとし、個々の構成者(代表企業を含む。以下同じ。)は、本事業に係る単独企業として、又は別の共同企業体の構成者として応募することはできない。

(2) 配置予定者(管理者及び担当者)

1) 手持ち業務

配置予定の管理者及び担当者(担当者を複数配置する場合においては、主たる担当者に限る。以下同じ。)は、公告日現在の手持ち業務量(本業務を含まず、契約見込みのものを含む。)について、10件未満でなければならない。手持ち業務とは、管理者又は担当者となっている契約金額300万円以上の業務とする。

また、本業務の履行期間中は、管理者及び担当者の手持ち業務量が10件未満となるようにすることとし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該管理者及び担当者を交代させる等の措置要求を行う場合がある。

2) 業務実績

管理者は、公告日までに完了した国又は地方公共団体が発注する「Project PLATEAU」に参画した3D都市モデルユースケース開発に関する業務実績を有し、本業務に精通した十分な技術能力と経験を有する者とする。

3) その他

配置予定者は、技術提案書の提出者の組織に属していなければならない。

4 参加手続

(1) 実施要領・参考仕様書等の確認

1) 公告日

令和6年6月12日(水)

2) 公告方法

周南市ホームページ

3) 関係書類の入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の周南市ホームページからダウンロード可能である。

URL <https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/40/117582.html>

(2) 参加表明書、技術資料、添付資料（以下「参加表明書等」という。）の提出

1) 提出書類（共通）

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、参考仕様書及び周南市契約事務規則等の本業務に関係する各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出すること。

提出書類	様式等	提出部数等
参加表明書	様式1（参加表明書）	1部
技術資料	様式2（企業の業務実績調書） ※参加者が共同企業体である場合、構成者ごとに提出が必要。	クリップ留め 10部 （様式毎にインデックスを付け整理すること）
	様式3（企業の認証規格取得状況調書） ※取得している場合提出。参加者が共同企業体である場合、代表企業のみ提出すること。	
	様式4（業務実施体制）	
	様式5（配置予定者の経歴等）	
	様式6（配置予定者の業務実績調書）	
会社概要	任意様式。パンフレット等でも可。 ※参加者が共同企業体である場合、構成者ごとに提出が必要。	1部
添付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同企業体の設置に関する協定書 ・ 企業及び配置予定者の業務実績を証する資料 ・ 取得・維持している認証規格を証する資料 ・ 再委託先一覧表（任意様式） ※業務の一部を再委託する場合提出。再委託先の企業名、所在地を記入すること。 ・ 配置予定者の雇用関係を証する資料 	1部

2) 提出書類（参加資格者名簿に登録のない場合又は令和6年5月実施の第1回参加資格者名簿への申請【追加受付】に申請していない場合）

※参加者が共同企業体である場合、登録のない構成者ごとに提出すること。

※各種証明書は提出日から3か月以内に発行されたものであること。

提出書類	様式等	提出部数等
登記事項証明書又は履行事項全部証明書（写し可） ※法人において、(1) ⑩のただし書きを適用する場合には、代表者の経歴書などの提出が必要。		1部
市内に本社、本店、支店、営業所等がある場合、市が発行する滞納の無いことの証明書（原本）		
税務署が発行する納税証明書（「法人税」並びに「消費税及び地方消費税」）（写し可） ※未納の税額がないことの証明とする。		
排除要綱第3条第1項の誓約書	様式7	
決算報告書その他営業状況が確認できる書類（写し可）		

3) 提出期限

令和6年6月26日（水）17時15分必着

4) 提出場所

本実施要領2（7）に示す担当課

5) 提出方法

郵送又は持参（いずれの方法でも提出期限内必着とする。）

- ① 持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日（以下「休日」という。）を除く8時30分から17時15分までとする。
- ② 郵便による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到着しなかったことに対して異議申し立てはできない。

(3) 技術提案書、添付資料の作成及び提出

1) 提出書類

本プロポーザルの参加者は、次のとおり技術提案書等を提出すること。

提出書類	様式等	提出部数等
技術提案書	様式8 (技術提案書表紙)	1部
	様式9 (業務の実施方針等)	クリップ
	様式10 (評価テーマに関する技術提案) ※テーマごとにA3判横1枚以内で 作成すること。	留め10部
添付資料		1部

・提案ソフトウェア等の機能一覧 (任意様式)
・ヒアリングで使用する資料 (PDF 又は PPT)
・見積書 (任意様式):
業務内容等の内訳がわかるように記載すること。

2) 提案を求めるテーマ

テーマ1: 新たな施設整備及び街路空間再編に関する検討等における、導入予定ソフトウェア等の活用方法について

テーマ2: 本業務以外のまちづくりに関する検討やデジタルツインの実現に向けた他分野における導入予定ソフトウェア等の活用可能性について

3) 評価テーマに関する技術提案として求める内容

評価テーマに関する技術提案に求める内容 (様式10に記載する内容) については、下記の視点を踏まえ記載すること。

①テーマ1について

- ・新たな施設整備及び街路再編に関する検討への活用について
- ・歩行者及び自動車の交通モデルの可視化について

※本業務で作成・使用する文化小ホール等の整備モデル及び御幸通の道路断面形状変更案 (3Dモデル) を用いて検討できる内容に限らず、再現する市街地等の範囲で、職員自らが上記に関する検討に活用できる内容について提案すること。

②テーマ2について

- ・テーマ1以外の「都市計画/まちづくり」分野に関する検討への活用について
- ・「都市計画/まちづくり」以外の分野での活用可能性について
- ・導入予定ソフトウェア等 (3D都市モデルも含む) の別分野での有用性を示す研修内容及び実施方法について

4) 提出期間

令和6年7月10日 (水) から令和6年7月24日 (水) 17時15分必着

5) 提出場所

本実施要領 2 (7) に示す担当課

6) 提出方法

本実施要領 4 (2) 5) に示す提出方法 (参加表明書等) と同じ。

5 質問の受付及び回答

(1) 質問の内容

本実施要領、参考仕様書、評価基準表等の内容に疑義がある場合は、次のとおり質問票を提出することができる。ただし、評価会や詳細な評価方法等に係る質問は受け付けない。

また、回答受付期間内に質問を複数回提出することは可とする。

(2) 参加表明書等に係る質問

1) 質問方法

参加表明書等に係る質問は、質問票 (様式 1 1) によるものとし、電子メールにより提出すること。質問受領後は市より受領確認の電子メールを送信するが、1 日程度 (休日を除く。) 経過しても市からの電子メールが不達の場合は、必ず電話による受信確認を行うこと。

2) 受付期間

令和 6 年 6 月 13 日 (木) 8 時 30 分から

令和 6 年 6 月 19 日 (水) 17 時 15 分までとする。

(ただし、受信確認は、休日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。)

3) 提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号

本実施要領 2 (7) に示す担当課と同一とする。

4) 回答方法

回答可能なものから、適宜、周南市ホームページに掲載する。

ただし、2) に記載する受付期間内の質問の最終回答日時は、令和 6 年 6 月 21 日 (金) 9 時とする。

(3) 技術提案書・添付資料に係る質問

1) 質問方法

技術提案書等に係る質問は、本実施要領 5 (2) 1) に示す質問方法 (参加表明書等) と同じ。

2) 受付期間

令和 6 年 7 月 10 日 (水) 8 時 30 分から

令和 6 年 7 月 17 日 (水) 17 時 15 分までとする。

(ただし、受信確認は、休日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。)

3) 提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号

本実施要領2(7)に示す担当課と同一とする。

4) 回答方法

回答可能なものから、適宜、周南市ホームページに掲載する。

ただし、2)に記載する受付期間内の質問の最終回答日時は、令和6年7月19日(金)9時とする。

6 評価及び選定方法

(1) 評価会

参加表明書、技術資料及び技術提案書の評価は、「周南市都市計画シミュレーション業務委託プロポーザル評価会」(以下「評価会」という。)において行う。

(2) 参加表明書及び技術資料の評価(一次評価)

参加表明書及び技術資料の評価は、提出書類について、担当課において資格要件などに関する確認を行い、評価会において評価を行う。

(3) 技術提案書提出者の選定・非選定

1) 技術提案書提出者の選定

参加表明書及び技術資料を提出した者のうち、一次評価で評価の高いものから技術提案書の提出者として5者程度、市が選定する。

2) 選定結果の通知

選定・非選定の通知は、電子メール及び書面にて通知する。選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由(非選定理由)についても通知する。なお、選定結果等についての異議申し立ては受け付けない。

上記非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、書面(任意様式。ただしA4判とする。)により、周南市長に対して非選定理由について説明を求めることができる。

3) 非選定理由の説明請求に対する回答

非選定理由の説明請求への回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内(休日を除く。)に書面により行う。

4) 非選定理由の説明請求の提出方法等

① 提出先 本実施要領2(7)に示す担当課へ提出すること。

② 提出方法 本実施要領4(2)5)に示す提出方法(参加表明書等)と同じ。

③ 受付期間 説明を求めることができる期間内(休日を除く。)の8時30分から17時15分まで。

(4) 技術提案書の評価（二次評価）

1) 技術提案書等を提出した者にヒアリングを行い、評価会において評価する。

2) ヒアリング

- ① 実施場所 技術提案書提出要請時に通知予定
- ② 実施日時 令和6年8月1日頃の予定
(技術提案書提出要請時に通知予定)
- ③ 実施時間 技術提案書提出要請時に通知予定
- ④ 出席者 配置予定の管理者及び担当者3名以内を予定
- ⑤ その他

- ・ヒアリングにおける説明及び質疑応答は、提出された参加表明書、技術資料、技術提案書（様式9に限る。）、提案ソフトウェア等の機能一覧に記載された内容を基に説明すること。当該内容の範囲内であれば、プロジェクターを利用した画像及び動画、提案予定のソフトウェア等を使用して説明することも可能とするが、新たな提案を行ってはならない。
- ・ただし、本実施要領7（1）2）に示す「評価テーマに関する技術提案（様式10）」については、提案ソフトウェア等を使用して説明すること、又は提案ソフトウェア等の操作画面を録画した動画を使用して説明することとし、技術提案書（様式10に限る。）や提案ソフトウェア等の機能一覧に記載していない内容を説明することも可能とする。
- ・スクリーン、プロジェクターは市で用意するが、ケーブル、パソコン等、その他必要なものは参加者において用意すること。また、いかなる理由であっても、機器の不具合等に関して、市は一切の責任を負わない。
- ・ヒアリング時の追加資料等の配付は認めない。

(5) 受託候補者の選定・非選定

1) 受託候補者の選定

評価会は参加表明書、技術資料及び技術提案書の評価結果を市長に意見として報告し、市長が最も優れた技術提案書及び受託候補者を選定する。

- ① 一次評価及び二次評価の「業務の実施方針等（様式9）」並びに「業務提案内容（様式10）」における各評価者の評価点の合計点が、最低基準点である505点以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行わない。
- ② 技術提案書の提出者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立する。

2) 選定結果の通知

選定・非選定の通知は、電子メール及び書面にて通知する。選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）についても通知する。なお、選定結果等についての異議申し立ては受け付けない。

上記非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、書面（任意様式。ただしA4判とする。）により、周南市長に対

して非選定理由について説明を求めることができる。

3) 非選定理由の説明請求に対する回答

非選定理由の説明請求への回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に書面により行う。

4) 非選定理由の説明請求の提出方法等

- ① 提出先 本実施要領2(7)に示す担当課へ提出すること。
- ② 提出方法 本実施要領4(2)5)に示す提出方法(参加表明書等)と同じ。
- ③ 受付期間 説明を求めることができる期間内(休日を除く。)の8時30分から17時15分まで。

(6) 結果の公表

選定結果については、受託候補者との契約締結後に周南市ホームページで公表するものとする。

【選定結果の公表事項】

ア 選定された受託候補者名、評価点及び選定理由

イ 参加者の名称(50音順)

ウ 参加者の評価点(点数順)

※イとウの対応関係は、明らかにしない。

7 評価基準

(1) 評価項目等

参加表明書、技術資料及び技術提案書の評価項目は、以下のとおりとする。

評価者1人当たりの評価点は、合計200点（一次評価35点、二次評価165点）とし、評価者5名による合計1000点満点とする。

1) 参加表明書及び技術資料の評価基準（一次評価）

評価対象		評価の着目点		配点
参加表明者（単独企業 又は共同企業体の代表 企業）の経験及び能力 （様式2及び様式3）	専門技術力	業務の実績		5
	企業の取組	取得・維持している下記の認証規格等 ・品質マネジメントシステム ・情報セキュリティマネジメントシステム ・個人情報保護マネジメントシステム又はプライバシーマーク ・環境マネジメントシステム		5
験 及 び 能 力 配 置 予 定 者 の 経	管理者 （様式5及び 様式6）	専任性	手持ち業務の状況	5
		専門技術力	関連業務実績	3
			類似業務実績	5
	主たる担当者 （様式5及び 様式6）	専任性	手持ち業務の状況	5
		専門技術力	関連業務実績	2
				類似業務実績
配点合計				35

※関連業務とは、国又は地方公共団体が発注する「Project PLATEAU」に参画した3D都市モデルユースケース開発に関する業務とする。

※類似業務とは、国又は地方公共団体が発注する「Project PLATEAU」に参画した3D都市モデルユースケース開発に関する業務のうち、都市計画／まちづくり分野に該当し、かつ、本業務との整合性が高い業務又は都市計画／まちづくり分野以外で本業務との整合性が高い業務とする。

2) 技術提案書の評価基準（二次評価）

評価対象	評価の着目点		配点
業務の実施方針、 実施フロー、工程表等 (様式9)	業務理解度	目的、条件、内容の理解度	10
	業務実施体制	業務分担構成、担当者配置	10
	実施手順、 工程表	実施フローの妥当性 工程計画の妥当性	10
評価テーマに関する 技術提案 (様式10)	評価テーマ1	的確性	10
		実現性	10
		3Dモデルの再現性	25
		まちづくりに関する検討の 有益性	30
	評価テーマ2	的確性	10
		導入予定ソフトウェア等の 活用可能性	15
導入予定ソフトウ ェア等の操作性	職員にとっての操作性、わか りやすさ	25	
価格評価	参考見積価格	10点×最低提案価格／事業 者提案価格 ※小数点以下四捨五入	10
配点合計			165

8 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施する。

① 公募型プロポーザル実施公告	令和6年6月12日(水)
② 参加表明書等に関する質疑受付	令和6年6月13日(木)から 令和6年6月19日(水)まで
③ 参加表明書等に関する質疑最終回答	令和6年6月21日(金)
④ 参加表明書等の提出期限	令和6年6月26日(水)
⑤ 技術提案書提出者の選定・非選定通知	令和6年7月9日(火)
⑥ 技術提案書等の受付期間開始	令和6年7月10日(水)
⑦ 技術提案書等に関する質疑受付	令和6年7月10日(水)から 令和6年7月17日(水)まで
⑧ 技術提案書等に関する質疑最終回答	令和6年7月19日(金)
⑨ 技術提案書等の提出期限	令和6年7月24日(水)
⑩ 技術提案書の評価及びヒアリングの実施	令和6年8月1日(木)予定
⑪ 選定結果の通知	令和6年8月中旬予定
⑫ 業務委託契約の締結	令和6年8月下旬予定
⑬ 選定結果等の公表	契約締結後

9 契約（受託候補者特定後）

(1) 提案内容の調整

市と受託候補者との協議により、特記仕様書の内容を決定する。

特記仕様書の内容は、原則として、市が公表する参考仕様書を基に、受託候補者の技術提案書等の提案内容を加えたものとする。

(2) 契約の締結

選定された受託候補者との協議が整った場合、周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）に基づいて契約を締結する。なお、参加資格者名簿に未登録の者が受託候補者となった場合は、速やかに入札等に参加するための資格審査申請に係る書類を提出すること。

「周南市が発注する業務委託及び物品調達等に係る競争入札等の参加資格に関する要綱」

URL <https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/14/28217.html>

また、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行う。

10 留意事項

(1) 失格事項

参加表明書、技術資料、技術提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

- 1) 提案を行った参加者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- 2) 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- 3) 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- 4) 評価の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- 5) ヒアリングに、正当な理由なく欠席した場合
- 6) 見積金額が本実施要領2(6)に示している業務に要する費用(提案上限額)を超える場合
- 7) 公告及び本実施要領等に違反すると認められた場合
- 8) 受託候補者が参加資格者名簿に登録のない場合で、契約締結の前に当該名簿への登録を行わないことが明らかとなった場合
- 9) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) その他の留意事項

- 1) 技術提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。
- 2) 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。
- 3) 技術提案書は、1参加者につき1案とし、複数の提案はできない。
- 4) 提出された参加表明書、技術資料、技術提案書等は返却しない。
- 5) 提出期限後における参加表明書、技術資料、技術提案書等の差し替え又は再提出は認めない。(市からの指示があった場合を除く。)
- 6) 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- 7) 参加表明書の提出後又は技術提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面(様式12)により、本実施要領2(7)に示す担当課へ届け出ること。
- 8) 技術提案書等の著作権は、当該技術提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、市が受託候補者を選定するにあたり、必要な範囲において、無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとする。また、情報公開請求があった場合は、周南市情報公開条例(平成16年周南市条例第36号)に基づき公開することがある。
- 9) 参加表明者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

- 1 0) 技術提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は技術提案書の提出者が負うものとする。
- 1 1) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- 1 2) 周南市から送付する電子データの資料は、クラウドストレージサービスにより送付する。クラウドストレージサービスより受信できない参加表明者は、本実施要領2(7)に示す担当課の窓口で資料を受け取ることとする。
- 1 3) 担当者は、その分担する業務内容等により、複数配置することを妨げない。その場合には、本業務における分担業務内容を明確にするとともに、主たる担当者1名を選任すること。
- 1 4) 配置予定者の業務実績等を確認するため、追加資料の提出を求めることがある。
- 1 5) 他の企業に当該業務の一部を再委託する場合は、業務の主たる部分を再委託してはならないことに留意すること。

1 1 添付資料

- (1) 提出書類の様式(別添1)
- (2) 周南市都市計画シミュレーション業務委託参考特記仕様書(別添2)
- (3) 参加表明書等作成要領(別添3)